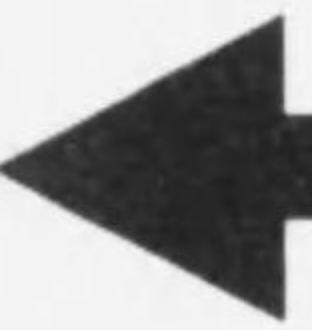


始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

特252

52

師

早稲田大學教授 煙山專太郎
同 博士信夫淳平

通俗日本外交史 資料

昭和四年夏期特別講座

大阪中央放送局

特252
521



通俗日本外交史

資料

昭和四年夏期特別講座

期日

昭和四年自八月十六日至九月十日毎日午後七時二十五分より（日曜日休講）



大阪中央放送局

通俗外交史講座

第一部

早稻田大學教授 煙山專太郎

自八月十六日至八月三十一日

第二部 法學博士 信夫淳平

自九月二日至九月十日

(毎日午後七時二十五分より八時迄)

通俗外交史資料

(第一部)

第一講

第一、緒言

講師 煙山專太郎

一、國際交通と文明の進歩

交通は共同文明の發達進歩を促し、之に反して孔立索居は、之を停滯せしめる。従つて古來交通の至便なる所、到る處人文開展と變化との著しきを見るのである。しかしながら人類の團集は、聚散離合の交渉を持つて居らぬことのなかつたに拘らず、實際、歴史のかなり永い時代にわたつて、今日目撃される様な、正則な外交上の關係を有するに至らなかつた。この点には東洋にも、西洋にも違ひがない。これ蓋し西洋に在ては、世界の選民なりと自負せしユダヤ人と、すべての外國人はギリシャ人の奴隸たるべき運命の下にあるものであると固執した古代ギリシャ人との作つた優れた文明を襲いだ所のローマ人が、最高度の文明の保有者として當時の世界に臨んだからだし、又東洋に在つては、漢民族がその優秀の文明を以てすべての傍近の民族を制したからである。嚴密な意味に於ける外交は、對等の地位に立てる二つ以上の國家若くは國民の交渉から始まるのであるから自ら唯一の文化國なりとし、中華國なりとせしローマや支那の支配する西洋と東洋とに久しうにわたつて外交が發展し得なかつた次第である。ロ

トマと支那とにありては、一切の外人は、夷狄を以て目せられて、賤められ、蔑にされたものだが、總じて同情の範囲狭く、想像力のあまり發達してゐない古代人の間では外國人は、敵視せられ、全く法律の保護の外に置かれたものであつたのである。

西洋諸國がその離群索居の生活をやめて規則正しい交際をはじめたるは、今よりまだ三百年とたつてゐない時からだが、東洋の諸國に在つては、正確に言へば、日本の王政維新以後のことである。（日清間は明治四年、日韓間は明治九年）。

二、支那文明系統の日本

英國と同じく大陸を背地に扣へたる日本は、その文明進歩の一切の跋扈と刺戟とを大陸に仰いで來た。英國が大陸に最近接してゐる東南の平原地方から開けはじめて次第に西北の山地に及んで行つた如く、日本も、大陸から打ち寄せて來る潮流をまことに受けてゐる九州及中國の海岸からはじまって、東北の方に開けて行く順序を逐うてゐる。漢土の優等な文化を輸入すべく、關門海峡から近畿地方までに通じてゐる平和の内海は、日本のために、此上ない自然の大通路系統を作つてくれてゐる。かくて大陸と不即不離の日英両國は、大陸の文化を繼紹しながら、嶋國獨特の發達を遂ぐるに至つたものが、但しそれ等は何れも大陸の偉大なる政治組織の中に呑み込まれてしまふ様なことはなかつた。尤も英國も今より八百餘年前までは幾度となく、大陸人民の征服する所となつたが、これは二十二浬に過ぎないドーヴィー海峡が侵入者の冒險心を畏縮させることが出來なかつたために外ならぬ。然るに日本の場合では、有史以前はいざ知らず、歴史時代にはいつてから、大陸からの侵入の事實をあまり多く見ないし、又よし

その計畫があつてもかつて成功したためしのないのに、相當に強い統一政府が出來て外難を撃ち壊すことが出來たためではあるが、同時に、支那の海岸から四五〇浬、朝鮮からは、一二〇浬と云ふ大陸からの地理的地位が、英國以上に之を疎隔してゐるからなのである。即ち、此の如くにして日本は、我等の祖先が此國土を開闢したその時から獨立の一國家として立つてゐるが、三韓との交通この方の深い關係で、文化的には全く支那の文明系統から蟬脱し得なかつたのである。

三、歐米人の日本渡來

永い間、外國人に向てその國を封鎖することを原則としたりし歐羅巴人が、條約を結んで正則の交際をはじめるこになつたのは、一六四八年（徳川家光の治世の末年）のウエストファリアの公會この方のことだが、歐羅巴人の初めて日本の近海に現れたるは、これより約百年ばかり前からである。戰國から徳川時代の初にかけてボルトガル人、イスパニア人は、先づ、日本にやつて来て基督教の布教と通商貿易とに從事し、ついで新教を奉するオランダ人もやつて來たが、嶋原の舊教民の乱を起すに及び、幕府はボルトガル、イスパニア両舊教國民の禍心に深く恐れをなし、終に鎖國の政策を出して、寛永十三年（一六三六）には、邦人の外國渡航を禁じたし、ついで十六年（一六三九）にはボルトガル人イスパニア人の渡來を禁止した。茲に於て古來鎖國の事實のない日本に初めて鎖國らしい法令が布かれた譯だがしかし當時の所謂、鎖國も、絶對的なものではなかつた。蓋し長崎に於ける支那人及オランダ人との貿易は依然として許されたからである。唯歐羅巴各國の公然その國を開くこととなつた時から十年ばかり前に、日本が儼然、歐羅巴に對してその國を鎖すことになつたと云ふは、一の奇なる對照と云ふべしである。

然るに十八世紀の後半期に至り、ヨーロッパ人の大洋上に於ける探検が再び活氣を呈し、ロシア人は北方から、イギリス人、フランス人が南海から頻りに日本の近海に出没するに及び、徳川幕府も、二念なく異船を打拂ふべしと云ふ寛永の攘夷令を無差別に行ふ譯には行かなくなり、寛政年間に、之を緩和して漂船には薪水を給與させることにした。文政年間に至り、寛永の舊令に、再び恢復されただれども、十九世紀中葉の汽船時代となつてからは、無謀な打拂の令の實際に於て、適用せられ得べくもあらず、結局寛政の令が確立された。この間にイギリスは阿片戦争で支那を撃ち破つてその國を開かせ、ついでアメリカのペリーも、同じ手で日本に迫つて日本を開かした。歐米人の持つてゐる精銳の武器の前には、獨りよがりも自惚れも空威張りも何の効もなかつた。茲に於てか外人に對する日本人の賤慢心は、今は恐怖心に一變し、志を得ざる封建各藩の有爲の青年は、相卒ゐて囂々として幕府に迫るに鎧鎗の實行を以てし、七百年の永き虚位を擁するのみだつた京都朝廷を挾んで終に無能の幕府を倒すに至つたのである。

近代日本に根本的の一大變革を與ふるに至つた衝動は、かくの如くにも支那からではなくてヨーロッパ、アメリカからやつて來てゐる。夏目漱石は近代日本の開化を外發的であるとし、西洋の開化の自然に内發したることは全く異なるものであると云つてゐるが、内發、外發の語の當不當はしばらく之を論せず兎も角も、日本現代の變化と開展とが、支配慾と征服慾とに駆せられてやつて來た歐米人の壓迫に對する反動として起つて來たものであることは明である。佛國大革命後、ヨーロッパ、アメリカに漲つて來た膨脹的大勢が日本の門戸を叩いて之をして西洋から文明の新なる諸原理をこり入ることを餘義ながらしめたのである。

第二講

第一、新政府が迎へた諸外交問題

四、攘夷鑽港から開國進取へ

七百年にわたる幕府の政治が顛覆して王政が昔に復つた明治元年（一八六八年）は、アメリカでも、ヨーロッパでも一大變局或は既に到り、或は又將に到らんとしつゝあるの時であつた。或意味では全世界の政局に革命的の變動の起りつゝある非常重大の時期であつたのである。アメリカでは南北戦争の終を告げたのは一八六四年で、これから後の時代は、その所謂大改造期であつた。オーストリア、ハンガリア皇國の憲法の改正されたるは一八六七年、イタリアとドイツとの統一の交々完成せられたるは一八七〇年及七一年で、同時にフランスでも第三共和政がはじまりつゝあつた。

日本の復古王政に著しきは、行はるべからざる攘夷論を唱へて、幕府を窮地に陥れ之を倒した京都公卿及諸藩の青年志士が新に政權をその手に握りて王政復古の大號令を發するや、直に「自今朝廷の歐米諸國を待遇する、漢土諸國と同禮なるべし」と令し又五年御誓文を公にして早くも開國進取の大國是を中外に宣明したことであつた。明治元年一月九日には朝廷に外國事務官を置きその取調掛をして諸外國公使を兵庫に訪はしめ、之に王政維新を報じ、これまで外交文書に用ひられてある大君の號を悉く天皇の稱號に代へてしまつた。新政府の大方針を理解しない頑民の間には外人を殺傷するものも少くはないが、しかし聰明なる政府は之に動かされはしなかつたのである。

新政府は舊條約にもとづきて頻に無條約の諸國と條約を結んだ。その中でも、明治二年にオーストリア、ハンガリア帝國と結んだ條約は、我國の権利をばその最低限度に縮小をしたもので一國に不利益を及ぼす事の少からぬものではあつたが、しかし大隈、伊藤等要路を占めし熱心なる青壯の改革家はその間に於て頻に舊物の破壊と新制度の輸入とに銳意した。明治二年京濱間に電信を通じたるも、又五年、同じく鐵道を架設したるも、彼等であつた。日本に先づ鐵道を布設した支那は頑冥不靈の排外運動に迫られて終には、切角、布いた鐵道を破毀するの止むなきに至つたが、日本の場合には、かような極端な反動は行はれなかつた。

五、大日本主義の崛起

十九世紀の歐洲の歴史は、自由主義、民族主義の運動を以て始まつて帝國主義の運動を以て終つてゐるが、日本維新の歴史は、大日本主義とでも稱せらるべき一種の帝國主義で始まつて、中頃に至り、更に自由主義の運動を之に添加してゐる。歐米の帝國主義は産業革命の結果として生れて來たものであるが、日本維新初年の大日本主義はかかる經濟上、物質上の基礎を持つてゐない所の一種の理想運動に外ならず徳川氏の蝦夷や朝鮮や琉球に對して採り來つた政策を廢絶し、これ等の邊境に向て我が領土上の主權を及ぼさねばならぬと、いきまく所のものであつたのである。

明治四年政府は岩倉大使の一行をして親しく歐米を視察せしめたが、留守政府の參議、西郷、板垣、江藤、外務卿副島等は、最も熱心に大日本主義を謳歌したのである。

六、樺太問題

幕府時代、蝦夷は松前氏の管る所だつたが、ロシアは幕府の北邊に對する守りの手薄なるに乘じ、頻に千島を蠶喰し、その土人をロシア化し、又、黒龍江口に横はる樺太をも南下して來た。しかし樺太の探検に先鞭をつけて之が嶋である事實を証明したものは、間宮林藏で、これ今より一二一年前のことである。然るに、ロシアの東シベリア總督ムラヴィヨーフは、十九世紀の中葉に黒龍江を下り着々として樺太を侵して來たので、幕府は文久元年（一八六一）この方、前後二回にわたりて使をロシアに派して談判さしたが、要領を得ずして明治維新となつた。そこで副島外務卿は此問題に就てロシアと交渉する所あらねばならなかつた。

第三講

七、征韓論

上代には韓國の南部は日本と密接なる關係の下にあつたが、唐の半島を奄有するに及び、畧は終にその手を半島から引かねばならなかつた。秀吉は兵を之に出したが徳川氏は専ら和交の方針を探り、對馬の宗氏をして交渉に關する一切を處理せしめ、これから將軍位を嗣ぐ毎に、彼の聘使あり、通商は釜山の倭館で行はれ、かくの如くにして韓國の我に來聘するもの天正十八年から文化八年まで前後十有六次に及んだ。

幕末の志士中には歐米人に對抗すべく日清韓三國の大聯合を策するものがあつた。それやこれやで明治政府も明治元年三月、維新を韓廷に報じ、舊好を修めんことを試みたる所、彼はその書辭の幕府のそ

れど異なるを理由として拒んで受けつけず、かゝること再三再四に及んだので征韓の議が勃然として朝野に涌いて來た。過激の士の中には韓國を襲はんことを陰謀するもあり、廟堂でも積極説を唱ふるものが多くなかつた。就中、西郷、板垣、副島、江藤等の有力な官人は皆之を熱唱したが、大藏及海軍の當局者は之に賛成しなかつた。これ明治五年頃の状勢である。

八、征臺論

琉球は、支那及日本とに並び關係を有し、明の洪武五年（一三七二）、明の正朔を奉じ、國號を琉球と賜うた。日本でも慶長十四年（一六〇九）島津義久之を遠征してこゝに官廳を置いたが、しかし西洋諸國に向つては獨立の王國と稱して、米、佛、和蘭の三國と修好條約を結んだ。そこで明治政府は斷然之を我が屬邦として處分することに決し、明治四年の廢藩置縣に及び之を鹿兒島縣の管轄に歸し、王尚泰を華族に列したので清國は之に抗議した。

これより先、明治四年、琉球宮古島の人民五十餘人、臺灣生蕃の虐殺する所となりしを以て征臺の議が興つた。そこで政府は琉球邦屬の見地から更に臺灣問題をも研究し、何れは北京政府に韓國と臺灣に對する關係を質して之を明にせねばならぬことになつた。

第三、征韓征臺に關する對支折衝並にその結果

九、マリア、ルス號事件

明治六年二月、副島外務卿を特派全權大使として清國に遣はさることになつた。副島は此前年清國苦力の急を濟つたため、支那の朝鮮では最も評判の良い日本人であつた。

アメリカ大陸では労力の無盡藏の需要が感せられ、北アメリカには移民は洪水の如く流れ込んだが、南アメリカの方面には南支那からかごわかされた苦力が茲に輸入された。澳門は、かゝる苦力市場の中心でかくして駆かれてペルーに奴隸同然の苦役に從事する支那人の數十萬に及び、支那地方官、之を抑制せんことを努むるも、その甲斐がなかつた。明治五年六月、此種のペルー船マリアルス號二百餘人の苦力を載せて横濱に入港したが、支那人の中に虐待に堪えずして海に投じて上陸し船員の暴狀を訴へたものあり、副島外務卿は看過は出來ぬと政府部内の異論を排して斷然干涉を試み、船を拘禁し、悉く苦力を解放してしまつた。船主は損害の賠償を求めたが副島は飽くまでも己の行為の正當なるを主張して止まず、結局双方の合意で本件の裁斷をロシア帝國に求むることになつたが、明治八年ロシア帝は、日本の舉を正當なりと判決し、日本は大に面目を施すこととなつた。

外國の賣奴に與へられた解放の恩典は内國の賣奴たる藝娼妓にまでも及ばされ、司法省は明治五年十月、藝娼妓の年期奉公と酷使とを禁じ、人身の權利を失ひて牛馬同然なる彼等からは賠償を求むること能はざるべきを令した。

第四講

一〇、遣清大使の使命

副島赴清の使命は、韓國と臺灣とに對する北京政府の地位と關係とを明にするにありたれども、表てもさは、明治四年締結の日清條約を交換し、同時に同治帝の大婚を賀する云ふことであつた。明治六年

年三月彼は二隻の軍艦を率ゐて先づ天津に赴き、條約の交換を終へ、それから北京に乗り込み謁帝に就き交渉した。恰も此時、各國の使臣も謁帝の儀禮に就き、總理衙門と談判中にて彼等は、歐風に同禮三拜を求めたが、清廷は三跪九叩頭を求めて止まなかつた。副島大使の新着は問題を一層紛糾させた。蓋し大使は大使として公使からの差別的の優遇を求めたからである。副島は飽くまでも歩を譲らず、談判屢々決裂せんとし我は三揖を五揖に譲り清廷をして結局、我主張に同するに至らしめた。六月二十九日かくて謁見式は紫光閣に行はる。

副島は同時に、書記官を總理衙門につかはして清國の韓國及臺灣に對する關係を質し、韓國に對しては内治並に和戦に關與せざること、臺灣の蕃地に起りし外人の危害に付ても責任を負はざることの返答を得た。彼は一片の口約として之を得たに過ぎなかつたけれども、之で心窓に満足し、大日本主義者の夢みてゐる征韓征臺の舉は直に之を行ふことが出来るだらうと雀躍して歸つて來た。

一一、内閣の潰裂

副島は明治六年七月二十六日を以て歸朝復命した。そこで太政大臣三條を筆頭とし西郷、板垣、大隈、大木、江藤、後藤の六人の參議を以て組織されし内閣では之に就き評議をこらし、西郷の熱心なる要求により八月十八日には、西郷を大使として韓國に派することが定められた。但しその發表は岩倉大使一行歸着の上と云ふことであつた。これより先、大久保と木戸とは急電に接して五月及七月、交々歸つて來たけれども、形勢の如何ともしがたきを見て黙認するばかりであつた。九月十三日岩倉の一行は愈々歸つたので大久保副島の二人をも參議に任じ十月十四日を以て八月十八日の議を再開議にかけることに

なつた。閣議は大体に征韓派に有利であつたが岩倉、木戸、大木、大隈、大久保の反対派の袖を聯ねて辭表を提出するに及んで優柔の三條は懊惱疾をなし、岩倉出でゝ首相を代攝することになり、終に斷然、征韓派を沮んだので、西郷以下の五參議は直に辭して野に下つた。

第五講

第四、南北境の劃定

一二、臺灣遠征

徳川氏を倒すべく堅く結んだ諸藩有識者の連衡はかくて潰裂し、これから新政政府に懼らない輩は所存に叛旗を翻したから、實力を計らない、かけ聲と景氣ばかり良い大日本主義を斥けて内治第一を標榜した、改造内閣の地位は岌々乎としてし危くなつて來た。これ彼等の心ならずも征臺の舉を敢てせざるを得ざるに至つた所以である。

臺灣は、家康之と交通を開かんことを欲し、元和元年(一六一五)には兵を派してその一部を占領させた事があつたが、彼の死後、壯圖空しくなり、ついでオランダ人來り住して之をその治下におくこと四十年に及んだ。明末の亂に明の遺臣、オランダ人を逐ひてこれに據つたが、天和三年(一六八三)以降全く清朝に歸屬してしまつた。けれども、實際、清國の主權の及んでるのは嶼の西半分に限られ東半は殆んど委棄せられたので、征韓論後の内閣は舉國の不平を慰撫すべく遠征の帥を派することに定め、明治七年四月(一八七四)西郷の弟、從道中將を都督に任じて之に向はしめることにした。所が米國政府は

清國からの苦情を惧れ、米國籍の顧問や船舶の之に参加するを止めたため今は政府も心憶して、計畫を中止することになったが將士はきかずして出發し、五月臺灣の東部に上陸して苦もなく土蕃を征服した。

一三、北京談判

支那はもとより之を見て黙するものではない。嚴密なる抗議を提し、日本は又損害の賠償を求め談判互に要領を得ざりしを以て、日本は八月一日、大久保内務卿を全權として北京に派し、親しく總理衙門の大臣と折衝せしめた。日本は主として臺灣東半、清國に屬するなきの證據を擧げ、支那は、又、之を反駁して賠償の責に應するの理由なきを陳辨し、両々相下らす、大久保は望を失し、旅裝を整へて歸途に就かんとしたが、英國公使ウエード調停し、清國をして日本の遠征軍の義軍たるを認め又償金五十萬両を支拂ふべきを約せしめて和解さした。此役、日本軍の損失戦死十二人、負傷十七人、病死五六一人、征討費用總計七七一萬餘圓であった。

第六講

一四、琉球處分

征台事件談判は、形式上、琉球の日本領たる事實を明にしたる如くではあるが、その王、尚泰は依然として福州の琉球藩を撤せず、竊に清國に入貢してゐるので、明治八年五月（一八七五）、大久保内務卿は、内務の屬僚をやつて清國との關係を絶つことを求め、翌年、先づ司法權を收めんことを試みたが、相變らず要領を得ず、琉球は清國に訴ふるの外、諸外國の干渉までを求めようした。そこで明治十二年、

伊藤内務卿は、兵をやりて琉球藩を改めて沖繩縣とし、尙泰を東京に移住せしめた。

清國之に平ならず、合衆國前大統領グラントの來遊するや、之に仲裁を依頼し、グラントも日本政府に向つて平和の解決を懇意したので、日清兩國は全權を任じて協議せしめ、日本は日清條約を改正し、最惠國條款を挿入せしむることを條件とし、清國は我宮古、八重山の二島を讓與することを申し出たが、清國應せず、琉球問題は、結局、日本に有利なる解決を得るに至つた。

一五、小笠原島處分

アメリカより南支那に至る航路上に横はる小笠原島は、文化十四年（一八一七）の頃から己に歐米人の間に知られたが、しかし、此島を發見したるは、小笠原貞頼で、これは文祿二年（一五九三）のことである。徳川氏の時代に此島の拓植は幾度か企てられたるも、鎮國令後は全く廢棄され、十九世紀の中葉、英人、米人之に移住したるを以て、幕府は文久元年（一八六一）、吏をやりて之に任せしめ之を日本の所屬としたが、その經營も續かなかつた。そこで明治政府は、明治八年外務の役員を派し、列國に向て此島の我が所屬なることを告げ、明治十三年、島司を置き、東京府をして之を管せしむることにした。

一六、千島樺太交換

樺太問題に就ては、副島外務卿は、買収によりて後難を絶つ考を立てたが、明治六年五月、開拓次官黒田清隆の手から之を千島と交換するの利なるに如かずてふ建白書が政府に提せられ、その後政府部内では黒田説が次第に勢力を占めて來た。明治七年一月、榎本武揚、駐露公使に任せられ、露都に赴き談判し、樺太島内に兩國の境を分たんことを主張したが、露國は、日本の窮屈の意向の千島と交換するにある

を知るを以て聽かず、終に交換條約が明治八年五月、外相コルチャコフとの間に結ばれることになった。かくの如くにして明治政府が幕府から受けついだ未了の三外交問題中、邊境劃定の問題は、大体かたがついた。そこで明治六年の政變後、蔚然として興つて來た立憲自由の運動に對すると共に、政府はこれから殘る條約改正の問題と、對韓問題とを解決すべく、その力を注がざるを得なかつた。

第七講

第五、條約改正談判

一七、歐洲諸國と歐洲以外の諸國

人種宗教、法制、慣習等を一にするアーリヤ系統の歐洲諸國間の外交は、原則として對等の主義を基礎としてゐるのであるが、彼等の一度文明系統を異にする諸外國と接觸するに及び條約上に於て不對等なる關係を發展する様になつた。これ蓋し慣習風俗を異にし、法律を異にする國民間の交際を圓滑に維持せんがためには、止むべからざる便法に屬するからである。かくして地中海岸側の回教國歐洲列國との間には不對等條約が結ばれ、すべての基督教徒と齎することを欲しない回教徒は居留基督教民に向て極めて、廣汎なる權利自由を許すに至つたものである。東ローマ帝國もロシア人やイタリアの諸共和国にかなり大なる權益を與へて居たものだが、トルコの東ローマ帝國を滅して歐洲の一隅に占據するや、東ローマ當時の不對等條約（之をイタリア語で Capitulation と云ふ）をそのまま保持した。トルコは、之を自國の不面目と考へて居ず、外夷に對する恩典特惠であるとして居たものである。

歐米人の東來するや支那に對しても、同じく不對等の條約を結びわけても、一八四三年の江寧條約追加十七條では、租界の權利を得、支那の領土内、自國主權の働き得る植民地を得たるにも等しかつた。日本との條約も之が除外例たり得なかつたのである。

一八、安政の五條約

日本が歐米と結びし最初の條約は安政元年三月三日（一八五四）のベルリ提督との神奈川條約である。これは修好條約に過ぎなかつたが、ついで合衆國はハルリスを下田駐在の總領事に任じ、之をして通商航海條約を結ばした。これは安政六年六月（一八五九）を以て發布されたのである。アメリカに次ぎオランダ、ロシア、イギリス、フランスの國も同様の條約を江戸政府と結んだ。これを安政の五條約と云ふ。之により日本は、五港を開き、江戸及大阪には外國商人の居留を許し、なほ領事の裁判權を許し、輸入税にも一定の限界を設くることを約束した。然るに此後京都朝廷の干涉と處士の横議とのために此約束の實行が困難となつて來たので文久元年十二月（一八六二年一月）幕府は使節を歐米に派して開港の延期を乞ひ、その報酬として輸入税を減額し（一八六二年六月のロンドン覺書）、ついで、慶應二年（一八六六）更に税率に削減を加へることになつた。

一九、條約改正談判の開始

諸外國領事裁判權を許し、且輸入税の上に最不利益なる制限を加へた安政の五條約は十四ヶ年の後には改正が出來る約束となつて居て、その期は明治五年五月廿九日（一八七二年七月一日）を以て到る筈だったので、明治四年岩倉大使の一一行のアメリカに渡るや、ワシントン政府と改正に關する交渉を始めよ

うとしたが、機未だ熟せず、そのまゝとなつた。

留守政府の副島外務卿も熱心に條約改正に對する準備に從事したが、明治六年の政變で彼も野に下つた。

第八講

二〇、寺島の談判

副島の後、寺島宗則、外務卿に任じたが、諸内亂の續發と征臺、征韓等邊境の諸問題の頻起したため、條約改正の問題をしばらく後閣に束ねるの止むなかつたが、明治十年の亂も平らぎ、天下泰平に歸せしを以て、翌十一年(一八七八)法權をばしばらく措き、先づ稅權だけを恢復しようと云ふ案を立て、國別の談判で合衆國にかけ合ひ、その意味の改正條約を結んだが、此時恰も阿片密輸の一英商を英國の領事裁判廷が無罪放免した事件あり、稅權のみを回収した所で法權の回収がなければ、我が物質上の利益の保護すらも得られぬことが明になつたので、寺島の政策は排せられて、十三年彼辭し、井上馨之に代つた。

二一、井上の談判

井上は日本に於ける最初の英國留学生である。彼は十二年九月から滿八年の在任期間に於て三度改正の談判を試みた。

井上は法稅二權共完全に回収するは理想なれど今俄にその目的を達成しがたきを以て、兩權共幾分づゝを恢復し、之に代ふるに内地雜居を以てするの新案を立て、寺島とは違つた合議の談判によるこゝ

し、明治十三年(一八八〇)十月、外務省に締約各國の公使と會議したが案の洩るゝや我輿論は此案の不完全を攻撃し、談判は一時中止となつた。

明治十五年四月、前案に、大分改訂を加へた新案を提して井上は又各國公使と合議すること七月までに及んだが、京城の事變で外務卿、自ら、西下することとなつたため再延期となつた。

井上はこの間に日本を歐米各國の交際の仲間に入れるべく、萬國郵便同盟や電信同盟に入し諸外國をしてその日本の開港に有する郵便局を撤せしめ、明治十九年には赤十字に關するジュネーブ條約やバリ宣言に加入した。

かくて明治十九年五月、彼は十二國の公使を集めて彼が第三回の談判を試みた。彼の提出した案では關稅の五分が一割に増加され、居留地制は廢せられて内地雜居が之に代り、領事裁判は立ち會裁判となると云ふ大體の趣向で、會議は一年の間に二十八回を重ねた。井上は諸外國をして日本の要求を容れしむべく殆ど常規を逸するまでに歐化主義を鼓吹し、鹿鳴館を建て、洋俗をすゝめ、諸大官連れ立つて夜會に亂舞するの有様であつたが、一方では外人の意を迎ふるに急にしてその態度いかにも優柔にして、國威を毀損せんとするもの少からざるに至つたので、明治十九年八月長崎に於ける清國水兵と我警官との衝突事件、同十月紀州沖に於ける英船ノルマンドン號の遭難に際する邦人の慘死事件の反動は忽ちにして猛然として起り、輿論は、政府當局を非難して止まなかつたので井上は七月の第二十九回の會議を以て之を無期延期しついで九月その職を辭した。

二二、大隈の談判

伊藤總理大臣も辭し、黒田清隆之に代り、明治十四年來、野にあり、岬を負ふて傲慢する大隈重信を外務大臣に登庸した。(明治二十一年二月)。

大隈は井上の失敗に鑑みて大に談判の方法を改め、外人に媚ふることを止めて條約を規則通りに勵行し、規約外に寛待されて居た外人をして現行條約の窮屈なるを感じしめるようにした。第二に彼は國別談判の舊法を復し、最後に最惠國條款に於ける從來の無條件均霑を否認し新解釋を之に加へた。

かくて新精神による條約をメキシコと締結し、(明治二十一年十一月)、次で新なる條約案を作つて、十二月から各國と改正の談判を開いた。彼の案は井上案の系統を追ふものではあるが、大分條款を改良し、不動産所有の權を外人に許し、十二ヶ年間は歐米出生の法家數名を日本大審院の判官に任じ、之を

して外人關係の訴訟を審理させること、又關稅を一割二分乃至一割五分に増すことにしてゐる。米、獨、露の諸國は皆、之に應じて新條約に調印したがその案文のロンドンタイムスに現はるゝに及び、世論は外人法官の任命を以て憲法に抵觸するものであるとして之を難じ、大隈幕下の改進黨は大隈を助けたけれども、自由黨や保守派は極力之を防止し、維新以來かつて見たことのない壯烈なる言論戰は闘はされた。然るに反対の運動は内閣の内部からまでも起り、同時に大隈も傷いたので談判は中止となつた。

二三、條約改正に對する民望

明治二十三年、國會開設されてからは、民間の内外政に對する批評や運動は中々旺になつて來た。二十四年には、對等條約同盟會組織せられ、ついで二十五年の議會は、議長星亨の名を以て條約改正に關する上奏案を通過し、國民の要望する新條約は、領事裁判權を撤し、稅權を恢復し、沿岸貿易を禁止し、内地離居を許すか、土地の所有を許さざる所の、且、最惠國條款の無條件均霑を非とするものたらざるべからざるを主張した。

第十講

二四、青木及榎本の談判

次官青木、大隈について大臣となり、彼は領事裁判權をば向ふ五ヶ年間に限ること、外人の土地所有及沿岸貿易を許さざること、輸入稅を平均一割一二分とし、任意課稅の品目を設くること、外人判官の制をやむること、國別談判を開始したる所、ロンドン商業會議所は、日本の歓心を求むべく好意を寄すべきを英國政府に建白し、從て外相ソーリスベリーは多く我が要求をきゝ入れたが、總理山縣、之に異議を唱へて辭し、二十四年五月、松方正義、總理の椅子に就くこととなつた。所が五月十一日、來遊のロシア皇太子ニコライ、大津にて巡查津田三藏の傷くる所となりし變事あり、青木を初め多くの官人は責を引いて辭職し、さきの駐露公使榎本、代て外相となつた。

榎本は青木案によつて條約改正の準備に從事しつゝあり、二十五年四月、政府部内に條約改正案調査

委員若干が勅選されたが、七月松方内閣倒れて、伊藤内閣の組織を見るに至つた。

榎本在任中、ボルトガル領事の裁判権は撤回された。

二五、條約改正の成功

前駐米公使陸奥宗光、伊藤内閣の外相に任じ、彼は二十六年七月（一八九三）大概青木案によれる一條約案を草し、國別談判の手先として、一番の苦手たるイギリスと交渉を開始した。所が政費の節減に就て兼て伊藤内閣と争ひつゝありし議會は、二十五年十一月、瀬戸内海にて英船ラウエンナ號と衝突沈没したる我軍艦千島の損害を賠償せしむべく日本政府の提起した訴訟に關し、更に政府の失態を窮追し、第五、第六の兩議會は、條約の勵行を政府に迫り、そのため續け様に解散された（第六議會は二十七年六月二日）。

政府對議會の此未曾有の爭闘の間に、イギリスとの談判は着々進捗し、終に七月十六日には改正條約は調印され、ついで日清干戈を交へつゝある間に他の列國との新案も締結せられ、全く領事裁判権を撤し、一割以上輸入税を増すことになつた。新條約は明治三十二年（一八九九）七月十七日及八月四日から實施することになつた。關稅の國定税率となつたは第二回の改正によるもので、これは、明治四十四年（一九一一）この方のことである。尙又日本は同時に萬國著作権同盟に加入を餘儀なくせられたのであつた。

歐米諸國の回教國及極東諸國と結んだ不對等の條約は、トルコ、ペルシア、暹羅では、皆世界戰爭の後になつてやつと撤せられたに過ぎぬし、支那では依然として停滞の姿だが、日本が彼等に先つこと二

三十年にして早くも對等條約の締結に成功したと云ふことは、世界の歴史に特筆すべき事實であると言はねばならぬ。

第十一講

第六、日本の大陸政策と日清角逐

二六、韓半島開國

日本の大陸政策は、神功及豐公の昔にかへりて島國日本が韓半島を踏み石として大陸に進出しそうと云ふ政策である。日本の此運動に對する二個の勁敵が引き續いて現れて來た。清國及ロシア即ちこれで日清戰爭及日露戰爭は之が結果として戦はるゝに至つたのである。

明治六年の政變は、日本の對韓策が急進的、武斷的たらずして漸進穩和の主義によらざるべからざるを決したものである。そこで寺島外務卿は、この方針で韓廷の内情を探つたる所、恰も京城には政變あり、國王の生父大院君退きて王妃閔氏の一派が樞要の地位を占むることとなり、日本に對する態度も大分軟化し、明治七年九月（一八七四）彼の地方官が珍らしくも、釜山の倭館を尋ねて來たので、我政府は明治八年二月官吏をやつて談判を開かすることになつたが、漢城の政局は猫眼も啻ならず、怪物大院君又もや王城に乗り出して來て、排外の政策を主張したので、平和の政策では到底に要領を得らるべき見込みがなかつた。

政府も武威を之に示すの勢止むべからざるを見、八年五月六日、二隻の軍艦を釜山に送つたが、それ

でも埒が明かないでの、終に軍艦雲揚號をその西岸に送ることになつた。雲揚は、江華灣に至りしにその砲臺は俄然我に砲撃を加へたれば直に之に應戦し、一舉にして之を抜いた。政府はそこで取り敢へず黒田清隆及井上馨を正副全權として明治九年二月（一八七六）江華に韓吏と談判せしめ、韓國が獨立自主の國家なること、その二港を開くこと等を約する條約を結ばしめた。韓國最後の使節の江戸に來聘したるは文化八年、これから六十五年にして両國の國交は恢復せられ、此隱者王國は初めて世界に開かれた。

二七、明治十五年の變

新條約により、日本は明治十三年四月、公使館を京城に設け、それより韓國の大官も頻に日本に來遊し、開國に志すものは日本に依頼せんとしたるが、大院君は、改革を欲せず、又、政權の外戚閔氏の手に歸するを嫉み、明治十五年七月、閔氏に平ならざる兵士の亂を起すものあるや之を使嗾して王宮に迫り、又日本公使館を襲ひて之を焼かしめ、公使花房義質は身を以て逃れて仁川に至つた。

そこで日本政府は軍隊若干を送派し、公使をして韓廷に嚴談せしめ、八月三十日、濟物浦條約を結ばしめ、損害を賠償せしめ、日本兵の韓國駐屯を諾せしめた。

大院君の亂起るや、清國は韓廷に於ける事大黨の要求により、兵をやりて大院君を拉し、之を保定に幽したから、これより後、京城では清國に心を寄する閔氏の一族の跋扈を見るに至つた。

第十二講

二八、明治十七年の變

十五年の變後、朴泳孝、金玉均等謝罪使として渡日、爾來日本黨の領袖として京城に活動したが、清國公使袁世凱は兵二千餘を以て事大黨を援護したので、日本黨と事大黨との權力争ひは、再び危機を招來したのである。

明治十七年六月（一八八四）清國は安南事件でフランスと交戦中だつたので、京城の日本黨は事を擧ぐる好機到れりとし、十二月クーデターを起し、閔黨の諸大官を暗殺して日本黨の内閣を組織した。所が閔黨は救を袁に求めたので新政府は忽にして顛覆せられ、再び日本公使館は焼かれ、竹添公使は命辛々逃げ出して仁川に到つた。

外相井上は直に明治十八年一月を以て京城に到り、韓廷に談判し、之をして又もや一切の損害を償はしめることにした。

二九、天津談判

韓廷との交渉はこれで落着したけれども、元來、此變は、日本黨と清國黨との爭權の結果であり日本人の清兵の殺傷凌辱する所となるるもの、跡はなかつたので、更に北京政府にも談判を持ちかけざるを得ざる仕誼となり、日本政府は伊藤、西郷を正副全權として明治十八年二月、天津に彼の全權李鴻章にかけ合はした。四月三日來両全權の相見ること六回、我は我國民を殺傷したる清兵の嚴罰を求めたが、李は、喧嘩を挑んだものは日本側にあり責任は寧ろ日本にありとてうけつけなかつた。四月十八日、結局両國共兵を撤すること、將來事ありて派兵の要ある時は、互に行文知照すべきことを約する天津條約に調印して争議を解いた。

三〇、ロシアの進出

二四

日清角逐の韓半島に新なる分子が加はつた。明治十七年六月、ロシアは韓國と初めて通商條約を結び二十一年八月には更に慶興を開いた。彼は太平洋岸に於て頻に不凍港を求め、一時馬山浦を占領したので、明治十八年、イギリスは之が牽制策として巨文島を占領すること二ヶ年に及んだ。

十七年變後、韓半島では、事大黨の勢力隆々として日本を壓し、二十二年にはその地方官の防禦令を布いて日本商人に損害を被らしむるなどの出來事が起つた。二十四年七月には丁汝昌の率ゆる六隻の北洋艦隊は、神戸及横濱を訪ひて大にその威容を示し、清使袁世凱は京城政府に號令し、殆んど屬邦を以て韓國を待つたのである。

第十三講

第七、日清戰爭

三一、戰爭の勃發

明治十七年後、わけても二十三年後、日本は對議會策に忙殺され、對韓策はとかく消極的となつた。韓廷は刺客を放つて亡命せる日本黨の領袖を除かんとし、明治二十七年春、その一人なる金玉均を上海に誘殺せしめたる所、清國は、軍艦を以てその屍體を韓國に送らしめた。この事は日本上下の感情を少からず傷うたものであつたが、間もなく、南韓に暴官汚吏を除かんとする東學黨なる革命黨起り、韓廷は之を平ぐることが出來なかつたので、袁世凱は議會と争へる日本政府の爲すなからべきを見くびり、李

鴻章にすゝめて兵を韓國に出さしめた。これ六月九日であつた。そこでその通牒に接せし伊藤内閣は勿論躊躇する所なく、直に兵を派し清廷に對しては韓國の改革のために協力せんことを申し出でたる所、清廷之を拒絕せしを以て大鳥公使は、大院君を起して政治の局面に立たしめ、韓廷の求によりて牙山駐屯の清兵を攘ふこととなつた。

三二、日本陸海軍の武功

七月二十五日、日本の遊撃艦隊は、豊島附近に於て清國の軍艦二隻と戰つて之を走らせ、又英船高陞號の清兵を滿載して牙山に到らんとするに會ひ、その我が命に從はざるを以て浪速艦長東郷大佐は之を轟沈した、これは日清干戈を交ゆるの端緒で、次で二十八日、牙山に於ける陸兵の衝突あり、八月一日、日本は、宣戰を布告した。

これから日本陸海軍の活動は目ざましく、その陸軍は、九月十五日平壤を陥れ又、海軍は二日の後、北洋艦隊の精銳を大孤山沖に擊破し、陸軍は更に九連城、鳳凰城を抜いた。此月、廣島に召集された臨時議會は、一億五千萬圓の軍事費を可決し、年の末、旅順大連は日本軍の手に歸し翌年二月、威海衛、又、陥りて北洋艦隊は全滅し、三月初、日本軍は牛莊を占めて全く遼東半島を平定し、月の末には別軍は遙に澎湖島を占領した。

三三、講和談判

日本軍の連戦連勝は尊大我慢の北京政府をして聊か狼狽せしめ、清廷は初よりして頻に列強の干渉を求めた。そこで二十七年十月、英のローズベリー首相は列國結びて調停せんことを發意したがドイツの

同意を得ることを能はずして止んだ。十一月二十一日、旅順口の陥るや、清廷は米國公使デンビーを通じて講和を求めるも、我之を容れず。眞に講和に意あらば速に全權を派遣すべきを暗示せしを以て、彼より二回にわたつて使者はつかはされたが、何れも全權資格に於て缺くる所あるを以て斥けられた。そこで流石の清國も終に屈して直隸總督李鴻章を全權に任じ、明治二十八年三月十九日、下の關に到らしめ、日本は伊藤總理・陸奥外相を全權として、之と談判せしめた。李の先づ求めしは休戦にあつたが、我的條件を提するに及び之を苛酷なりとしてその提議を撤し、愈講和の條件が議せらるゝ段取りとなつたる所、児徒、李を狙撃して之を傷くるの變事が起つた。日本政府は深く之を悲しみ、終に李のために無條件を以て奉天、直隸、山東、三省に於ける三週間の休戦を許すこととし、李は隨員李經芳を全權として彼に代りて談判を繼續せしめた。交渉の最中、日本は第二期の作戦計畫に入り、四月十四日、大軍を増派し始めたので、李は終に悉く日本の要求を容れて四月十七日講和條約に調印し、韓國の自主獨立の國たるを認め、遼東半島、臺灣及澎湖島を割き二億両の償金を納れ五市を開くこととなつた。條約は五月八日交換される手筈であつた。

三四、三國干涉

時にロシアでは藏相ウイツテは極東政策の上から、日本をして大陸に地歩を占めしむるの不可なるを唱へ、二回までも御前會議を開き、三月三十日の最後の會に斷然下關條約に抗議するの議を定めた。帝はウイツテの主張を是させられ、外務大臣に速に干渉の方法を講ずべきを命じたので三月十一日にウイーン大使から外相に轉任せたばかりのロバノフ公は、直にドイツ、フランスに交渉して干渉の手筈を

きめた。明治二十四年から交渉をはじめて二十七年には、やつと露佛間の同盟條約を完成したフランスは、強て彼が與國に逆ふこの利ならざるを思ひフランス自らが直接の利害關係を持つてゐない極東の政局に對して與國から勸誘された共同干渉の提議に終に同意を表することになつた。これは、必しも異言すべきほどのことでもないが聊か世間の意表に出でたるはドイツの提携であつた。ドイツでは、皇帝を始めその外交官の間に此機會に乗じて臺灣・若くは膠州灣を占領せんことを欲するものがあつたが、中にも前東京駐劄公使ブラントは下關條約締結の前夕たる四月八日及九日二通の意見書を認めてドイツの中歐政策並に世界政策上の見地から干渉の必須を論じ、外務省内の有力者ホルスタインと内外相呼應して省議を干渉に決したのである。

かくて露佛の二國同盟にドイツを加へた新なる三國同盟は倏忽として極東の天地に起つて四月二十三日、東京政府に告ぐるに、その遼東半島の永久的占領の清國の首府を危くし、韓半島の獨立を空くし、東洋永遠の平和を傷ふ所なるを以てし、最後の決意をすらも示したので、五月四日、日本はその忠告を容るゝの止むなきに至り、十日、還遼の詔勅が下つた。下關條約は期日の通り芝罘に交換せられ、日本は別に李鴻章と折衝し十一月八日、還遼に關する條約を結んだ。國民は、此屈辱に遭ひて頻に臥薪嘗膽を誓つた。

第十四講

第八、戰後の政局

三五、韓半島に現れたロシア

戦争中、日韓は攻守同盟を結び、日本は内相井上馨を公使として韓國に駐劄せしめ、井上は秕政の根本的刷新を期して内政に干渉したので、閔族は彼を忌諱して終には、之が排除を策し明治二十八年九月、井上去りて三浦梧樓の之に代るや日本黨の内閣を倒さんことを企てた。そこで日本黨は三浦公使と結びて、十月八日、クーデターを起し閔妃を慘殺したので、日本政府は公使以下を捕へてその罪を斷せざるを得ざるに至り、ロシア公使ウエーベルは此機に乗じて國王を彼の公使館に迎へ、これより萬般の政令、ロシア公使館より出づるの状となつた。

三六、日露協商

韓王のロシア公使館にあるの間にロシアの勢力を伸すべきあらゆる方略を旋らされた。そこで日本政府は之が対抗策を講ぜざるを得ず、明治二十九年五月（一八九六）ロシア帝の戴冠式のモスクワに行はれんとするに際し、山縣有朋を遣してロバーノフ外相に交渉する所あらしめ、六月二十八日之と日露協商を結び韓國の改革に就協力を約した。明治三十年二月（一八九七）、韓王は京城に歸つたけれども、王宮はロシアの將士によつて護衛された。

ロシアの跳梁は、漸くにして韓廷の嫌惡を買ふに至つたが、此際、明治三十一年四月、日本の西外相とロシアのローゼン公使とは第二の日露協商を結び、韓國の内政に直接の干渉をなさざるべきを約し、但しロシアは、日本の韓國に有する利益の重大なるに顧みてその商工業上の關係の發達を妨碍することをなかるべきを保證した。蓋し旅大を清國より租借したるロシアは、しばらく韓國に對する手をゆるめ

たのである。日本の韓半島に於ける積極的の施設は、これから發展して行つた。京釜鐵道の起工式の舉げられたるは明治三十三年八月であつた。

三七、所謂日本の膨脹時代

小さな日本が大きな清國を打ち負かしたこととは、日本の國情を能く研究した極めて少數の歐米人には、不思議ではなかつたが、大多數のものはたしかに意外であつた。更に日本が國際法の條規を解せざる清兵を相手にしながら、文明戰爭の慣例法規を踏襲して之に背くことのなかつたと云ふことも、これ亦益々歐米人をして驚嘆せしむるものであつた。

戰後、韓國では、外交の拙劣からロシアにすべてを制せられる狀勢だつたが、これ等の不利益も漸次改められて、日本は今や此對岸の半島と、新領土臺灣とに大にその力を注いだ。干渉の怨みは忘らるべくもないし、何れは、次の大衝突のロシアとの間に行はるべきは明であつたから、戰後の日本は、營々として軍備を擴張し、國力を增長すべく商工業を獎勵した。明治二十七年、徳富蘇峰は「大日本膨脹論」を著して日本が今や新なる膨脹の時代に入ることを示したが、實に日清役後の日本には、新しき意味に於ける大日本主義の氣運が漲りつゝあつたのである。いや日本ばかりではない一八八〇年代からの世界は、產業革命の爛熟による帝國主義の時代で、ヨーロッパ列強は、爭ふて新領土、新市場の獲得開拓に狂奔し、モンロー主義を標榜する合衆國までがイスパニアに戰を挑みて、その領土をカリベア海並にフィリピン群島に擴張したのであつた。日本の大陸進出は亦此大勢に乗するものでもあつた。英國がヨーロッパ大陸に見切りをつけ海上の世界に進出したるを反対に日本は、島國を以て大陸政策を行はんと

するに至つたのである。史家エミール、ライヒは、太平洋上に島帝國を建つべき日本が大陸政策に従事するは、中世の英國、十七世紀のスウェーデンの誤謬をくり返すもので、その失敗に歸すべきは明であると斷言してゐる。かかる豫言は、輕々しくせらるべきものではないが、しかしその中、大に味ふべき内容なしだはしない。日本の大陸政策は畢竟するに日本の歴史的運命なので今となつては日本の興廢も存亡も、一にかゝつて此問題の今後いかに展開せらるゝやに存するものと云はねばならぬ。

通俗日本外交史

〔第二部〕

講師 法學博士

信 夫 淳 平

日清戰役以後歐米の對極東外交の變遷に關する史的考察

第一講

日清戰爭の結果として我國は國威を宣揚したるも、一面支那の羸弱を世界の前に暴露せしめ、依つて以て西勢東漸の潮勢を誘導したる次第を明かにし、露國の遼東還附、借款應募等にて支那に對し恩を售り、遂に明治二十九年支那をして露國との間に日本を目標としたる秘密同盟條約を締結せしめ、之に依り極東政策に一步を進め、同條約の一產物たる東支鐵道の敷設經營に着手するに至りたる始末を述ぶ。

第二講

列國の支那分割運動即ち獨逸の膠州灣、露國の旅順、大連、英國の威海衛租借等の始末より、延いて明治三十三年義和團事變に至る大勢を説き、同事變を機會に露軍の滿洲占領に着手したこと、次で露國の支那に對する居据り談判の事に及び、之に對し痛切の利害を感じたる我國の態度を述ぶ。

第三講

三二

滿洲問題の前半より後半に移る間にありて、我國の外交新権軸を作すに至れる日英同盟の成立始末を語り、次に滿洲問題の後半期に移り、滿洲撤兵に關する露清協約の調印の次第を述べ、而も露國はその約束したる撤兵を實行せず、加ふるに清國に對する高壓的要要求を爲すに至り、我國は之を黙視する能はず、英米と協調して露清両國に警告を與へたること及び之に對する露清両國の態度を述ぶ。

第四講

滿洲問題の急調を帶び來れると共に、我國は露國との間に同問題を根本的に解決することに向つて隔意なき交渉を開くの要を認め、廟議之に決し、愈々日露交渉に入りたるが、露國は誠意を以て之を迎へず、ひたすら恫喝的態度を以て我れに臨みたる始末及びこの間に於ける露國の宮廷及び政府部内の内幕を語り、露國の國政の不統一の狀を詳にする。

第五講

日露の交渉半歲の久しきに亘りたるも、露國の不誠意は到底圓満なる妥協點に到達するの見込なきに至りたるを以て、我國は遂に交渉を打切り、次で國交をも斷絶し、開戦を決行したる道行を語り、更に戦局の推移と列國の度を述べ、次に米國の斡旋より講和談判開始に移り、ボーヴィマスにて兩國全權折衝に折衝を重ね、漸くにして講和の成立したる次第を説く。

第六講

日露講和の跡始末として、一面には日英同盟の改訂とその意義を明かにし、他面には韓國の保護權の設定と滿洲經營の方針を述べ、この間に挟まれたる滿洲と米國の關係、殊に米國鐵道王ハリマンの滿洲鐵道買收計畫始末を闡明す。

第七講

南滿洲鐵道及び東支鐵道を挾める日米の問題、即ち米國の滿洲鐵道中立の提議と之に對する日露の態度より、日露協約の成立に至れる次第を述べ、尙ほ之を挾んで日米外交の波瀾重疊の跡を尋ね太平洋問題の重要性に觸及す。

第八講

露國革命以後の東支鐵道の地位を明かにし、同鐵道に關する北京及び奉天の二協定の内容より最近の露支紛争の原因と經過を述べ、これと不戰條約、國際聯盟等との關係に及ぶ。

(了)

324

213

昭和四年八月六日印刷
昭和四年八月八日發行

(非賣)

編輯代表者
大坂市東區博勞町二丁目十五番地
(第一徵兵館内)
日本放送協會關西支部

發行者
廣江恭造

印刷者
大阪市北區東野田町九丁目十一番地
間野義三郎

印刷所

大阪市北區東野田町九丁目九番地
中央印刷合資會社

電話東二二一六一〇番

終